

泉佐野市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月
泉佐野市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市教育委員会では、泉佐野市教育振興基本計画において、『主体的に学習に取り組む人材』の育成』を教育理念として掲げ、児童生徒の学力・体力の向上、生徒指導・教育相談体制の充実、ICTを活用した教育活動の充実、道徳教育・人権教育・英語教育・国際交流・小中一貫教育の推進、安全・安心な学校づくりのために、様々な施策の実施を通して、理念の実現に努めている。

この理念の実現のためには、「学びの専門職」である教職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できることが肝要であり、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」が両立される環境整備を通して学校教育の質を向上させ、すべての子どもたちへのよりよい教育の実現を図ることが欠かせない。

そのためには、教職員の業務を精選し、効率化することで、真に「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」に一層注力できる環境を整える「働き方改革」を推進することが重要である。

本計画は、「働き方改革」があくまでも「子どもたちへのよりよい教育」の実現をめざすことを前提に、教職員の業務を、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務であるが負担軽減を促進すべき業務（文部科学省「学校と教師の業務の3分類」）の観点で整理し、学校・地域・保護者及び関係諸機関が担うそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携・協働体制の構築をめざす。

すなわち本計画は、「働き方改革」を通して、教職員の業務の適正化、健康確保を推進し、教師が「教師でなければできない業務」に注力できる環境を構築することで、教職員が真に「すべての子どもたちのよりよい教育の実現」に努め、持続可能で質の高い学校教育の実現を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育を一層充実させることを通して、本市がめざす『主体的に学習に取り組む人材』の育成』の実現を図るものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年7月に、泉佐野市立学校に勤務する府費負担教職員の業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保に関し、「泉佐野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、職員が業務を行う時間（以下「在校等時間」という。）から所定の勤務時間（代休日が指定された日を除く。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務の量の適切な管理に取り組んできた。

◇1か月について45時間

◇1年について360時間

その結果、本市教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る 教職員の割合	月80時間を上回る 教職員の割合
小学校	36.0時間	31.8%	4.5%
中学校	47.6時間	48.9%	13.4%

さらに、時間外在校等時間に従事した職務について、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度 時間外在校等時間に従事した業務別の教職員の状況】

	事務処理に従事した 教職員の割合	クラブ活動指導に従事した 教職員の割合	生徒指導に従事した 教職員の割合	その他の業務に従事した 教職員の割合
小学校	68.3%	0.4%	15.8%	15.8%
中学校	50.6%	51.9%	19.6%	28.5%

(※勤務と休憩に関する調査 令和6年9月5日(木)の勤務の状況について)

本市における教職員の時間外在校等時間について、月45時間を超える教職員の割合が小学校で31.8%、中学校で48.9%となっている。

時間外在校等時間には、各種の事務処理や部活動、児童生徒の課題に応じた個別支援に係る検討・準備や保護者対応等の生徒指導などの業務に携わる状況が多くなっており、ICT機器の効果的な活用による業務効率化や、教育委員会・警察・子ども家庭センター等各種関係諸機関及び地域との連携による業務の精選や効率化を推進し、真に「すべての子どもたちのよりよい教育の実現」のために必要な時間的余裕を創出し、「教師でなければできない業務」に専念できる環境を整えることが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

(3) 本市の時間外在校時間の縮減に向けた取り組みの現状

●学校における働き方改革に係る取り組み（すでに実施・導入されているもの）

- ・出退勤システム
- ・校務支援システム（児童生徒名簿・指導要録・通知表・出席簿・保健関係・書庫・グループウェア）
- ・自動応答電話（小学校：18時00分～7時45分 中学校：19時～7時45分）
- ・一斉退庁日（毎週水曜日・毎月20日）
- ・ノークラブデー（少なくとも週1日）
- ・学校閉庁日（夏季：4日・冬季：1日）
- ・スクール・サポート・スタッフの配置（各校1名 週15時間）
- ・部活動指導員の活用
- ・教育DX推進支援員

●働き方改革に係るICTを活用した取り組み

項目	概要・見込まれる効果	実施校数（18校中） （令和7年度1学期現在）
欠席連絡の効率化（電子化） （Google フォーム等による保護者からの連絡の電子化）	・朝の電話対応の縮減 ・連絡内容の一元一覧化で正確に全体共有と把握	12校
児童・生徒・保護者へのアンケートの電子化 （Google フォーム等を活用したアンケート）	・印刷から回収の時間削減 ・集計の時間削減 ・紙代の節約	16校
保護者への文書配付のデジタル化 （学びポケットや GoogleClassroom の活用）	・印刷配付準備の時間削減 ・紙代の節約	13校
会議資料のペーパーレス化 （校務パソコンの共有フォルダの活用）	・資料印刷・配付時間の削減 ・紙代の節約	18校
教職員間の情報共有などの電子化 （C4th 掲示板・会議室等の利用）	・打ち合わせや会議時間縮減 ・即時性のある情報共有	18校
教職員間の予定共有 （C4th 予定や GoogleClassroom、Google カレンダーの活用）	・打ち合わせや会議時間縮減 ・即時性のある情報共有	17校
教材や指導案、指導計画等の電子化と共有化 （校務パソコン共有フォルダの活用）	・教材を探す、準備する時間の削減	15校
Classroom 等のコード付けの工夫 （授業毎→教科毎や学級内での分類等）	・教科や授業担当者の負担軽減 ・児童生徒が自分に関する情報を一元管理できる	11校

2. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校時間等に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすることをめざす
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることをめざす
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間以下とすることをめざす

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させる 【22.2%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスク（総合）の数値を80まで減少させる 【88.1】
※「健康リスク」～組織の中で疾病休業が発生するリスクを示す指標。基準値を100として、数値が高いほどリスクが高い
- ・教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時刻に応じて、教職員の勤務開始時刻の見直しを検討する。また、スクール・サポート・スタッフの活用や、保護者・地域住民やスクール・ガード・リーダー等関係機関との連携による通学路の見守り活動の推進を継続する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年指導員、警察等関係諸機関が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

(「3分類」③関係)

- ・給食費や学級費など現在無償化されている学校徴収金費目の今後の動向に注視する。
- ・学校徴収金の取り扱いについて、市教育委員会の参画を検討する。
- ・校務支援システムと連携する保護者連絡ツールによる徴収通知や、徴収や返金を電子決済によって安全に運用できるシステムの情報収集を行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

- ・必要に応じて、学校が弁護士や生徒指導支援員（警察OB）等の専門家をより活用しやすい環境の整備を継続し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情に対応できる体制を構築する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の一層の軽減をめざして、システムのより効果的な運用に向けた研究をすすめる。
- ・共同学校事務室による事務手続きの統一化、汎用化を一層推進することを通じて事務職員への支援をさらに推進し、事務職員の負担軽減によって、事務職員が回答を担える体制構築に努めるとともに、回答のための資料の収集や整理等においてスクール・サポート・スタッフの効果的な活用をすすめる。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

(「3分類」⑦関係)

- ・広報資料の作成、管理、ウェブサイトの作成、管理に係る業務の分担を、各校の状況に応じ適切に実施する。
- ・資料の管理に当たっては、スクール・サポート・スタッフの効果的な活用を継続する。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

(「3分類」⑧関係)

- ・学校の依頼に応じて、教育委員会との連携のもと、情報通信技術支援員が中心となって行う。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

(「3分類」⑨関係)

- ・教職員が授業等に付随する日常点検及び管理業務を行う際には、スクール・サポート・スタッフの活用を含め、特定の職員に責任や負担が集中しない体制の構築に努める。
- ・学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合等、その他管理業務については、民間委託業者や教育委員会が管理や運営を担う体制を推進する。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮

(「3分類」⑩関係)

- ・休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、スクール・サポート・スタッフの活用や学校の職員等の輪番、学校の実情に応じて地域住民等の支援を得る等、負担軽減を促進する。

◇校内清掃

(「3分類」⑫関係)

- ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、学校の状況に応じて地域住民等の支援を得ることや、スクール・サポート・スタッフの活用、校内清掃の実施回数や範囲の合理化の検討、学校の職員等の分担等により、負担軽減を促進する。

◇部活動

(「3分類」⑬関係)

- ・部活動指導員の配置拡充により、教職員の負担軽減を図る取り組みを推進する。
- ・令和13年度に、原則平日並びに休日の全てにおいて部活動地域展開の実現に努める。

八 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

(「3分類」⑮⑯関係)

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを引き続き全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や採点支援システム、A Iドリル等の導入を推進し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を促進する。

◇学校行事の準備・運営

(「3分類」⑰関係)

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員とスクール・サポート・スタッフや地域人材、P T A等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ・学校行事を慣例的に実施することなく、学校教育目標や児童生徒の実態等に応じて、内容の精選や時間短縮を含めた改善に向けた検討を推進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を継続し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護師、支援教育支援員、医療・福祉に関する専門人材の学校派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教職員間の情報共有や児童生徒の出欠管理などの校務において効率化を一層推進し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成割合の向上に努める。
- ・令和3年度より実施している勤務時間外の電話応答メッセージの活用を継続する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員を目安に、医師による面接指導の実施に向け、体制の構築に努める。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%をめざし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口として、教職員共済「大阪メンタルヘルス総合センター」等活用の周知を継続する。
- ・毎月20日と毎週水曜日に設定している一斉定時退校日の取組みを継続する。
- ・長期休業等の期間中に夏季4日、冬季1日の一斉閉校期間の設定を継続し、これらを含め、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

○計画の実行にあたり、以下の取組みを実施する。

- ・取組みの着実な実行を図るため、市内教職員の在校等時間の状況を毎年度、本市ウェブページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・各学校の在校等時間の状況を、教育委員会担当者が毎月確認し、状況を各校に共有することを通して、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざす。特に、時間外在校等時間が長時間となっている状態が継続している教育職員がいる等、本計画の内容に照らして課題が継続して見られる時は、当該学校に対する個別の聞き取り・支援・指導等の実施を検討する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに働き方改革の実現に向けた研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・スクール・サポート・スタッフ等の拡充に向け、関係部局と連携し取り組む。
- ・保護者の理解を促進するため、学校を通じて、保護者に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容や働き方改革の取組みの内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。